施設（事業者）から保護者への通知

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人　中筋保育園
幼保連携型認定こども園　中筋幼児園

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和７年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39 号）第14 条第１項　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和７年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

中筋幼児園　様

令和8年5月12日
綾部市健康こども部子育て支援課長

令和７年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和７年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成２６年４月３０日内閣府令第３９号）第１４条第１項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

（単位：　円）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
教育（１号）認定		3歳児	222,698	224,868	224,868	224,868	224,868	224,868	224,868	224,868	224,868	235,528	230,528	246,378
		4歳児以上	202,188	204,358	204,358	204,358	204,358	204,358	204,358	204,358	204,358	215,018	210,018	225,868
保育（２号、３号）認定	短時間	0歳児	228,880	228,880	228,880	228,880	228,860	228,820	229,110	228,720	233,610	228,930	228,910	228,880
	標準時間		233,940	233,940	233,940	233,940	233,920	233,880	234,170	233,780	238,620	233,990	233,970	233,940
	短時間	1、2歳児	149,770	149,770	149,770	149,770	149,750	149,710	150,000	149,610	155,300	149,820	149,800	149,770
	標準時間		154,830	154,830	154,830	154,830	154,810	154,770	155,060	154,670	160,300	154,880	154,860	154,830
	短時間	3歳児	73,750	73,750	73,750	73,750	73,730	73,690	73,980	73,590	80,150	73,800	73,780	73,750
	標準時間		78,820	78,820	78,820	78,820	78,800	78,760	79,050	78,660	85,170	78,870	78,850	78,820
	短時間	4、5歳児	54,080	54,080	54,080	54,080	54,060	54,020	54,310	53,920	60,680	54,130	54,110	54,080
	標準時間		59,180	59,180	59,180	59,180	59,160	59,120	59,410	59,020	65,730	59,230	59,210	59,180

＊上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。